

審議会等議事概要

令和5年度 第1回滝川市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

日 時	令和5年7月7日（金）10:00～11:11
開催場所	滝川市役所 3階 301・302会議室
出席者	会 長：田中教育長 委 員：上田景康委員、菊地太一委員、佐野博之委員、今野栄司委員、 山本繁委員、田上智章委員 事務局：福田指導参事、佐藤課長、青木課長補佐、小西主査、大西主事
議 事	1 開 会 進行：佐藤課長 2 教育長挨拶 田中教育長 最近はコロナ禍が終わりまして社会活動が再開し、環境も大きく変化してきました。児童生徒もこの社会の変化に翻弄されてきたと思います。様々な面で児童生徒への対応が求められることになっていきますが、いじめ問題に関しては、これからも継続的に取り組んでいかなければなりません。本協議会はいじめ問題に関しまして、いじめが起こってからの対応ではなく、いじめが起こらない環境をつくる未然防止という観点から、皆様の専門的な見地からのご助言をいただきたいと思います。今後とも児童生徒をいじめから守るために、ご協力をよろしくお願いいたします。 3 委員紹介 事務局より委員の紹介 4 議 題 進行：会長 （1）報 告 ①滝川市いじめ問題対策連絡協議会の組織等の概要について ②小・中学校のいじめ問題等の現状について ①～②について、小西主査より報告 質疑応答等 委員）①いじめ認知件数の合計において、令和4年度が166件、令和3年度は61件でかなりの差がありますが、なぜこのような結果になったのかをお聞きしたいです。 ②いじめの態様について「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、

捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」と書かれています。お金が盗まれるということは窃盗です。そのような事例はどのように解決したのかをお聞きしたいです。

③いじめ認知件数の中で、いじめられた子が不登校になっていないかどうかをお聞きしたいです。

④昨年度は春から新型コロナウイルス感染症が急拡大しました。新型コロナウイルス感染症に関連する差別は初期の頃には見られたと聞いておりますが、今現在児童生徒の間で見受けられるのかどうかをお聞きしたいです。

⑤滝川市内で、多くの児童生徒が罹患をし、後遺症がある方もいると思います。直接いじめとは関わりがないかもしれませんが、滝川市内の児童生徒がどの程度後遺症に苦しんでいるのか、わかる範囲で教えていただきたいです。

事務局) ①いじめアンケートで「今も嫌な思いをしている」という項目があり、「している」と回答した人数については、令和3年度も令和4年度もほとんど変わりはありません。教育委員会では、いじめ見逃しゼロに向けて、児童生徒が「今も嫌な思いをしている」という案件について、これまでは「いじめとは言い切れないのではないかと」考えていた案件についても、1件1件しっかり聞き取りをして認知し、解決しております。その関係で「今も嫌な思いをしている」と答えた人数がいじめ認知件数にそのまま反映されるようになりつつあり、令和3年度よりも大きく上回る数値となりました。

②いじめの態様で「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」という表現について、お金を盗まれたのではないかとと思われるかもしれませんが、ほとんどは筆記用具を取りあげるなどの事例です。保護者には物が無くなった場合は必ず連絡をし、児童生徒をしっかりと指導して、児童生徒同士の中でも確実に解決しております。「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」については、児童生徒の中でランドセルなどを運ばせる指示をする事例がありましたが、これらの事例についても同様に児童生徒をしっかりと指導しております。保護者にも伝え、1つ1つ解決しておりますので、ご理解いただければと考えております。

③いじめが不登校に繋がってしまったならば、重大案件です。いじめられた生徒が例えば1日でもおなかが痛い等の理由で欠席しましたら、確実に事態を解決するように対応していきます。昨年ですが、いじめられた生徒が直接不登校に繋がったという案件は聞いておりませんが、滝川市内では不登校の人数は増えております。その中で友人関係に不安がある児童生徒がいないとは言い切れません。直接いじめが不登校に繋がったとは聞いておりませんが、児童生徒のコミュニケーションが円滑に進むような指導を学校と連携し行いたいと思っております。

④新型コロナウイルスに関連する差別については、当初は見られたと思いますが、令和4年度のいじめ認知件数166件の中に、コロナ差別によって嫌な思いをした案件は含まれておりません。

⑤後遺症については把握できておりませんので、情報がありましたら教えていただきたいと思いますと思っております。

(2) 協 議

①いじめ防止対策に関わる関係機関・団体の連携について

②滝川市いじめ防止基本方針の改定について

①について、小西主査より説明

質疑応答等

委員) インターネットのいじめに関しては、啓発活動を行っております。取扱件数が増加傾向にあり、社会問題化しております。大きく3つの観点からお話させていただきます。

1点目はいわゆる闇バイト・裏バイトです。最近マスコミ等でも報道されております。これらに関する犯罪行為に関して、SNSを利用して若者が簡単に加担し、重大な犯罪に関わっているケースも少なからずございます。特殊詐欺に絞ってみると、過去5年間で、全国で2,835人、北海道では49人が検挙されております。いじめ問題とは少し離れますが、SNSやインターネットの利用について懸念されております。

2点目は大麻などの違法薬物です。正しい情報を知らずに、「大麻は体に害がない」などの誤った情報に流されて安易に手を出してしまい、検挙される事例がございます。

3点目はインターネットの利用で、いじめとも密接に関わってくる内容です。犯罪に巻き込まれるケースや、知らずに犯罪行為をしているケースが懸念されております。インターネットのトラブルがいじめ及びトラブルの相談に繋がるケースが多いと感じております。昔は悪口や誹謗中傷は言っ

た言わないの世界になるので、犯罪が立証出来ないこともあったと思います。ですが、今はSNSなどで証拠が誰の目にでもわかるように残ってしまい、トラブルに拍車をかけるケースがあります。この点を踏まえ、各児童生徒や保護者へ、今の時代に即した啓発活動に取り組んでいるところでございます。皆様のご協力をお願いいたします。

委員) 令和4年度のいじめに関する取組についてお話しさせていただきます。まず、滝川市を含む当局管内全体での人権相談件数は、令和4年度は58件でした。令和3年度の相談件数は141件でしたので、大幅に減少しました。人権侵害の疑いがある事案は、令和4年度が1件、令和3年度が3件と非常に少ないです。いずれもいじめについては0件でございます。

毎年行っておりますが、「子どもの人権 SOS ミニレター」を小・中学校を中心に進めております。相談が寄せられた件数は、令和4年度は3件でございます。そのうちいじめ事案が2件でございます。小学校4年生と5年生で1件ずつございました。令和3年度につきましては3件ございました。小学校2年生及び4年生、6年生で1件ずつございました。今年度来た相談件数は現在1件でございます。これはいじめ案件ではありません。

次に、令和5年度中学生人権作文コンテストコンクールの応募総数は当局管内で474編でございます。そのうちいじめをテーマにしたものは62編でございます。滝川市内の中学校3校では296編でございます。そのうちいじめをテーマにしたものは50編でございます。それぞれの感性の中からのようにいじめを解決したか、辛かったかなどの経験をもとに作品を書いていただいております。

いじめ予防という観点から人権擁護教室を滝川人権擁護委員協議会で行っております。当局管内には18校ございます。そのうち60学級実施し、滝川市内では6校中5校で人権擁護教室を行っております。今年度も6校中5校、16学級予定しております。コロナ禍で全国的に人権擁護教室の開催を控えておりましたが、当局管内では学校からの要請が多くございました。

委員) 新型コロナウイルス感染症の影響で約3年間、卒業式や入学式の参加及び学校訪問などの児童生徒との接触が止まってしまいました。活動が止まったことで、私たちには児童生徒の様子が見づらくなったと感じております。私はこれから学校訪問を行う予定です。民生委員は地域に住んでいるので、地域の住民の方々の色々な要望や不満を少しでも耳にしましたら、学校にも伝えていきたいと考えております。秋ごろには適応指導教室を見せていただこうと考えております。適応指導教室に通う児童生徒の様子を今後の参考にしていきたいと考えております。

委員) 子ども家庭相談室とは児童虐待に対して通報を受けるものであります。滝川市の子ども家庭相談室で受けた相談件数は、令和4年度は103件でした。令和3年度は154件、令和2年度は166件でしたので、ここ数年は減少傾向でございます。虐待として受けた令和4年度の相談件数は34件ですが、身体的虐待は8件、心理的虐待は23件、別途3件ということで、心理的虐待が一番多いです。身体的虐待は年々減少傾向でございます。いじめに結び付くような虐待の案件はここ数年は受けておりません。保護者からの心理的虐待の内容によっては、児童生徒の学校内での行動がいじめに繋がりがねません。ですので保護者を強く指導し、密接に連絡を取りながら、虐待・いじめをなくすよう取組んでおります。

委員) 町内会の高齢化が進んでおり、児童生徒の数が少なくなっております。町内会に加入していても参加してもらえない状況で、非常に児童生徒の姿が見えにくくなっております。新型コロナウイルス感染症の影響で行事に取り組めない状態でございます。児童生徒の話題になり議論が進むということはほとんどございません。今ある町内会をどうやって存続させるか、役員の不足をどう改善していくのか、という問題に取り組まざるを得ない状況です。児童生徒までに手がまわりません。学校から児童生徒の声が聞こえることは、高齢者にとって非常に嬉しいことです。学校が地域と接しながら、児童生徒を応援する体制を作れるようにしたいと考えております。

委員) 地域や町内会、家庭でそれぞれの方々が役割を果たしていくことが、これからのいじめの予防において重要になると思っています。

また、行政機関の職員として、一歩前に出ていく勇気を持つことは難しいことですが重要なことだと思います。いじめや虐待などの問題について考える際に、行政機関は警察や法務局の力を借りていかないといけません。それぞれの機関が連携して情報を共有しながら物事に取り組むという意気込みが大切だと思います。

事務局) 重大事案を防ぐために、小さなことから見つけていくことが求められます。学校でもいじめを認知することとしないことの差についてよく教職員との話題になります。認知するということは教職員で共有し、色々な目で児童生徒を見ることになります。このような動きが非常に大事です。校内ではアンケートを行います。日常の児童生徒の関わりからも案件を見ていきます。最近増えてきているのが、スマートフォン・インターネットを使った案件です。校内でも教職員が直接的に情報モラル教育も含めて指導していると思います。その中で色々な方に具体的な事例を話していただき、児童生徒に限らず保護者にも啓発をしていくことが大事だと思います。

②について、小西主査より説明

質疑応答等

委員) L I N E 及び T w i t t e r 、 I n s t a g r a m 等の S N S を使う児童生徒が多いです。いわゆる裏アカウントや特定の子を抜いたグループの形成などもございます。児童生徒にも話を聞きながら検索をかけてインターネットを使ったいじめ案件を見つけるのも 1 つの手だと思います。

委員) 以前は情報交換をしていましたが、学校からの連絡は郵便のみになり、行事開催の情報しか入らなくなっていました。

空知管内に不審者が出た場合、地域で児童生徒の下校時の見守りにも取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でできなくなりました。町内会の話題の中で、「交通安全の街頭指導に立った際、教職員からご苦労様でしたなどの声もありますが、それでいいのでしょうか。」という意見もあります。「4. 学校及び学校教職員の責務」の「(1) 学校の責務」の文中に「社会に開かれたチーム学校」、と記載するのであれば、一つの塊としてもっと解決にむけて、学校は地域に出てほしいと思います。記載をするだけではなく実際に社会に開かれたチーム学校を目指し、地域と学校の情報共有できるように取り組んでいただきたいです。

委員) 学校の現場において、いじめの指導は本当に難しいことだと思います。いじめた児童生徒を指導する際、人権侵害などにも気を配る必要があると思います。暴力などの事案では指導の焦点が合わせやすいですが、いじめに関してはそうではないと感じます。

委員) 「(2) 電話・メールによる 24 時間の相談・通報体制を構築し、相談者への支援と助言及び学校との情報を共有します」についてですが、「主な取り組み」に記載されております「いじめに関わる通報・相談電話の連絡先」が子育て応援課のみになっておりますので、滝川市教育委員会も加えていただきたいです。学校の現場が大変であることは承知しておりますが、学校の対応で連携できていない状態でいきなり児童相談所に相談に来られることがあります。ですので、各機関の連携の大切さについても文中で触れていただきたいです。

また、ご家庭との連携も大事になると思います。保護者の思うような指導ができないことが虐待につながり、学校内でいじめにつながりかねないケースもございます。学校と家庭との関係性も重視しなければいけないと考えます。

	委員）改定の趣旨を再度見直しましたが、今回の改定はかなり踏み込んでいると感じました。ただ、踏み込んだ以上は実現しなければいけません。 「（３）いじめの解消」にある「スクールソーシャルワーカーなどを含めて集団で判断する」という点はそれほど難しくないことだと思います。 ですが、「（２）いじめに当たるか否かの判断については、次のとおりとします」の留意点の文中の「保護者等の連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う」という点は難しいことだと思います。具体的にどうすればいいのかを考えなければいけません。 方針とは理念的なものではなく具体例を示すべきだと考えます。具体例が無く理念的でしかない部分を見直すことで、いじめ防止基本方針を改定した意義があり成果が得られると思います。 ③その他 特になし 5 次回の会議開催 予定日：令和６年１月２６日（金）１０：００～ 次回の会議の報告内容について、佐藤課長から説明 6 連絡事項 ・会議録の公表について 7 閉 会
会議資料	会議次第